

平成23年 6月27日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

残業者に支給する食事の取扱い

非課税となる残業食事代とは…

(1) 残業者とは

会社が支給する残業食事代が非課税扱いとされる「残業者」とは、就業規則等において定められている通常の勤務時間外において勤務をした者であれば、その残業の時間や回数等に関係なく「残業者」に該当します。

(2) 残業者に支給する食事の非課税扱いとは

通常勤務時間内に使用者が役員又は使用人に支給する食事については、その支給する食事の価額の2分の1以上の食事代をその役員又は使用人から徴収し、かつ、その食事代の使用者負担額が一人あたり月額3,500円以下の場合には課税しなくても良いことになっています。

一方、いわゆる残業者に支給する食事については、この取り扱いとは別枠で、支給する回数や価額等(一般に支給される程度のものと考えます)に関係なく非課税とされています。

ただ注意していただきたいのは、この非課税の取扱いは、**食事の現物を支給する場合に限って適用され、食事代として金銭で支給する手当等については給与課税されます。**

(3) 食事の現物支給とは

会社で残業者に食事の現物支給する場合、会社に社員食堂がある場合は別として、そうでない場合は現物支給が困難となりますので、次のような方法が考えられます。

① 他から弁当等を購入して支給する方法

会社において、他から食事(弁当・出前等)を購入して残業者に支給する場合。

② 食券方式による支給する方法

残業者に食券を交付し、その食券により会社が契約した特定の飲食店等で食事をさせ、代金はその飲食店等からの食券に基づいた請求により会社が支払うような場合。

③ 残業者による食事代の立替払い

残業者が、会社が契約した特定の飲食店等で食事をして代金を支払い、その領収書を会社に呈示して金銭の支払を受けるような場合。

④ その他、宿直日直者に支給する食事代

宿日直料は、一種の時間外勤務に対する手当として、給与課税が原則となっていますが、その勤務のために食事や洗面器具等の経費が掛かるものと考えられ、その勤務一回について4,000円までの部分は非課税とされています。

この宿日直の場合も、通常は時間外勤務と考えられますので、残業者の食事についての非課税扱いとしても適用されると考えます。